

意見書

平成 22 年 3 月 5 日

総務省 情報流通行政局
放送政策課 御中

郵便番号 107-0052

住所 とうきょうとみなとくあかぎかいちようめ 東京都港区赤坂一丁目14番14号

氏名 かぶしきがいしやいてん 株式会社eTEN

だいいちようとりしまりやくしやちよう あつみ まきひと 代表取締役社長 渥美 雅仁

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現にむけた制度整備案」に関して、意見提出の機会をいただき、厚く御礼申し上げます。つきましては、当社の意見を別紙のとおり提出させていただきますので、お取り計らいの程宜しくお願い申し上げます。

以下のとおり意見を提出します。

	該当箇所	当社意見
(別添11) 207.5MHz以上222MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針案	P4 五. 特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項 その他必要な事項について	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 開設計画の申請数が複数の場合、健全な事業の発展、および電波の能率的な利用の観点等から、1の申請に対して認定し、かつ1方式による受託放送事業者が成立することが望ましいと考えます。 ➤ ワンセグサービスとのシームレスなサービスが期待されることや既存の携帯端末との後方互換性が期待されるため、デジタルテレビジョン放送との親和性が高いとされるISDB-Tmm方式に統一されることが望ましいと考えます。
	P7 別表「第一開設計画に記載すべき事項」の三—2「委託放送業務の円滑な運営のための取組に関する実績及び今後の計画」	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 通信キャリアとの契約関係に縛られることのない統一かつ公平なプラットフォームサービスが極力低廉な業務手数料で提供され、多様な事業者による参入や、ユーザへの利便性向上に資することを強く期待します。

意見書

平成 22 年 3 月 5 日

総務省 情報流通行政局
放送政策課 御中

郵便番号 107-8077

とうきょうとみなとくきたあおやま

住所 東京都港区北青山 2-5-1

氏名 伊藤忠商事株式会社

情報通信・メディア部門

よこたじかんべい

部門長代行 横田 純平

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

以上

別紙様式

該当箇所		意見
別添 11	<p>五項</p> <p>当該特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項</p> <p>2</p>	<p>■申請することができる周波数の帯域幅を 14.5MHz とし、一方式を認定することに賛同します。周波数の効率的な利用、エリアカバーを能率的に行う観点から適当であると考えます。また受託事業者が 1 社になることにより、関連事業者のリソースも集中できるため、市場の早期立ち上げに寄与すると考えます。</p> <p>■技術方式は ISDB-Tmm を支持します。連結してセグメントを配置できることから、ガード・バンドを不要とし周波数の有効利用につながるという利点、ならびに ISDB-T 方式の国際展開戦略との親和性があるという観点からも支持するものです。</p>

意見書

平成 22 年 3 月 3 日

総務省情報流通行政局

放送政策課 御中

放送技術課 御中

郵便番号: 308

住所: 20 Park Avenue II, Hsinchu Science Park, Hsinchu 308,
Taiwan

氏名(注 1) Wistron NeWeb Corporation, Molly Lin/Senior Director
of IR & Marketing Center

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注 1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

該当箇所	ご意見
(別添11) 開設指針案 別表第二 1-2 別表第三 1-2 (受信設備の普及に関する事項)	エンドユーザーの利益および多様な端末やサービスの普及に寄与する国際規格の技術の採用について検討頂きたいと考えます。

意見書

平成 22 年 3 月 4 日

総務省情報流通行政局
放送政策課

御中

461-0005

愛知県名古屋市中区東桜1-13-3

株式会社オークロンマーケティング

代表取締役社長ヒル・ハリール・アレグザンダー

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

弊社の意見を以下のとおり提出します。

	該当箇所	弊社意見
<p>・ 207.5MHz 以上 222MHz 以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針案（別添 11）</p>	<p>第四項 当該特定基地局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する事項</p>	<p>・ 当該特定基地局のすべてにおいて、同一の放送番組を同一周波数の電波で送信することは、電波の能率的な利用の確保の観点から適当であると考えます。</p>
	<p>第五項 特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項</p>	<p>・ 開設計画の認定の申請について、申請ができる周波数の帯域幅を 14.5MHz とすること、および、申請の数が二以上の場合は比較審査を行い、一の申請に対して認定することは、マルチメディア放送の早期普及および利用者保護の観点から適当であると考えます。</p>
	<p>別表第三 開設計画の認定の比較審査基準</p>	<p>・ 開設計画の認定の比較審査基準として第三項に規定されている、電波の能率的な利用の確保の観点からは、33 セグー括送信によりガードバンドが不要になるという特長を持つ ISDB-Tmm 方式が望ましいと考えます。</p>

意見書

平成22年3月4日

総務省情報流通行政局
放送政策課 御中
放送技術課 御中

郵便番号：5008

ふりがな) もんすあべにやー、ぱぶろ、かぶらら、

住所：Av., Mons, Pablo Cabrara, 7500 - (5008)

ふりがな) がらんてる、えす、えー、かあるす、がらんてる

氏名(注1) Carlos Galander, Galander S.A.

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

該当箇所	ご意見
<p>(別添11) 開設指針案 別表第二 1-2</p> <p>別表第三 1-2</p> <p>(受信設備の普及に関する事項)</p>	<p>弊社 Galander S.A.は、アルゼンチンにおいて放送および電気通信分野において積極的にその事業拡大に貢献しております。また多くの端末メーカーや当地の関係者と協業するとともに、アルゼンチンにおける ISDB-T One-seg と MediaFLO のマルチモード端末の市場投入を検討しております。</p> <p>我々は低価格の端末が市場に投入されることが移動体ビジネス成功の鍵だと認識しております。共にグローバル規格である ISDB-T One-seg と MediaFLO を搭載したマルチモード端末の市場投入が結果的に国内外市場に競争環境を醸成し、低価格な端末、機器、サービスが普及する機会となり、エンドユーザーの便益に寄与するものと考えます。</p> <p>故に貴国におけるモバイルマルチメディア放送事業の比較審査のプロセスにおいては、グローバル規格であるかどうかを審査することが非常に重要であると考えます。</p>

意見書

平成22年3月5日

総務省情報流通行政局

放送政策課 御中

放送技術課 御中

郵便番号:224-8502

かながわけんよこはましつづきくかがはら

住所:神奈川県横浜市都筑区加賀原
2-1-1

氏名:きょうせらかぶしきかいしゃ

京セラ株式会社

つうしんききかんれんじぎょうほんぶ

通信機器関連事業本部

まーけていんぐぶ ぶちょう

マーケティング部 部長

いのうえ まさる

井上 優

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

該当箇所	ご意見
<p>(別添 11) 開設指針案 別表第二 — - 2 別表第三 — - 2</p> <p>(受信設備の普及に関する事項)</p>	<p>2006年4月に開始した携帯電話・移動体端末向けの1セグメント部分受信放送サービス(以下、ワンセグ)は、搭載端末の幅広い市場への浸透に伴い事実上の標準搭載機能となりつつあります。一方でワンセグを視聴することによる端末の電池消費量に対する利用者の不満の声が上がっていることも事実であり、携帯端末向けマルチメディア放送(以下、本サービス)に対する事業者選定にあたっては、より消費電力の少ない技術方式であるという観点を重視して頂くことを要望いたします。</p> <p>ガラパゴスと揶揄されて久しい国内の移動体通信市場において国内企業各社が国際競争力を向上させるためには、グローバル市場での端末展開が容易な技術方式が望ましいと考えます。その点で Media FLO 方式は米国で既に導入済みの実績があり、グローバル展開が容易であると考えます。またその結果として、端末への機能搭載にあたって低廉化が期待できるものと思われ利用者への利益にも繋がります。以上のことから、グローバル展開が容易か否かといった観点で審査が行われることを要望いたします。</p>
<p>(別添 11) 開設指針案 五 - 3</p> <p>(当該特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項)</p>	<p>基地局の開設計画の認定は1事業者とする指針が示されておりますが、本サービスに係る受託事業者が1社のみでは独占的なサービス提供となり、また技術方式の違い等から委託事業者によってはコンテンツの提供が困難となることも想定され、視聴者の利益となるようなコンテンツ・サービスの充実や料金競争が起こらず、ひいてはサービスそのものが活性化しない状況となることが懸念されます。従いまして受託事業者の認定におきましては、周波数利用効率への配慮は勿論のこと、コンテンツ・サービスや料金に関する視聴者の利益を十分考慮され受託事業者を認定されることを希望いたします。</p>

意見書

平成22年3月5日

総務省情報流通行政局
放送政策課 御中

郵便番号 104-0045
住所 東京都中央区築地5-6-10
浜離宮パークサイドプレイス
氏名 (株)共同テレビジョン
代表取締役社長 山田良明

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙

【該当箇所】

11) 特定基地局の開設に関する指針案

五—2～3 申請することができる周波数の帯域幅は 14.5MHz とし、開設計画の認定は、当該基準への適合の度合いが最も高い一の申請に対してするものとする

【意見】

指針案に賛同いたします。

認定を単一事業者とすることで、ガードバンドを設定する必要がなくなり、電波の有効利用につながります。また、複数事業者になると投資（インフラコスト）が重複し無駄になります。

一つの事業者に集約することにより、投資額が抑えられれば利用者負担も低減されることとなります。その結果市場も早期に成長すると考えます。

特に、ISDB-Tmm 方式は、単一事業者による周波数配置において、14.5MHz 中、使えない周波数がわずか 0.32 MHz と最小で、最も電波を有効に利用できる方式であり、ワンセグ端末と同じ ISDB-T 方式をベースにしていることから、既存のハードウェア、ソフトウェアリソースを有効に活用できる、最適な技術方式と考えます。

意見書

平成 22 年 3 月 5 日

総務省情報流通行政局
放送政策課 御中
放送技術課 御中

郵便番号：107-0062

(ふりがな)：とうきょうとみなとくみなみあおやま、しんあおやまびるにしかん

住所：東京都港区南青山 1-1-1 新青山ビル西館 18 階

(ふりがな)：だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんかいちょう やまだじゅん

くあるこむじゃぱんかぶしきかいしゃ

氏名 (注 1)：クアルコムジャパン株式会社

代表取締役社長兼会長 山田純

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注 1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

該当箇所	ご意見
(別添 11) 開設指針案 別表第二 1-2 別表第三 1-2 (受信設備の普及に関する事項)	開設計画の審査においては、世界規模で受信が普及することにより低廉な受信端末の普及が見込めるため、国内外問わずより多くの端末メーカーの参入を促進するグローバルスタンダードの採用について留意すべきと考えます。

意見書

平成22年3月5日

総務省情報流通行政局
放送政策課 御中

郵便番号 100-8077
住所 東京都千代田区大手町1-7-2
氏名 株式会社産経デジタル
代表取締役社長 近藤哲司

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙

該当箇所	意見
<p>11) 特定基地局の開設に関する指針案 五-2~3 申請することができる周波数の帯域幅は14.5MHzとし、開設計画の認定は、当該基準への適合の度合いが最も高い一の申請に対してするものとする</p>	<p>指針案に賛同いたします。なお、私どもはコンテンツ提供者及びサービス利用者の立場からの意見となります。</p> <p>さて、認定を単一事業者にすることに賛同するのは、①投資額を抑制できるのではないかと②その結果、利用者負担を軽減できるのではないかと考えるからです。その結果、新しいサービスの市場が早期にかつ順調に成長するのではないのでしょうか。</p> <p>かつ ISDB-Tmm 方式を支持します。これも①地デジ、ワンセグなど既存のハード、ソフトが有効活用できる方式②そのことにより端末の普及に弾みがつく-と考えるからです。</p> <p>技術的には費用的にも消費者が利用しやすいサービスであり、かつ市場が滞滞なく成長することが重要と考える立場から、上記の意見を述べさせていただきます。</p>

意見書

平成22年3月5日

総務省 情報流通行政局
放送政策課 御中

組織名 株式会社JTB法人東京
コミュニケーション事業部
事業部長 町田 忠

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現にむけた制度整備案」に関して、当社の意見を別紙のとおりご提出致します。

お取り計らいの程、宜しくお願い申し上げます。

記

207.5MHz以上222MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針案(別添11)

【該当部分】

第四項

当該特定基地局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する事項

↓

同じ放送番組は、同一の周波数で送信する事が望ましいと考えます。

グローバルの観点からみても、電波自体の能率的な利用が可能であると考えられるというのが理由です。

第五項

特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項

↓

弊社のビジネス領域においても、マルチメディア放送は重要な役割を果たすメディアであると考えています。

サービス利用者の拡大及び早期普及は、市場性からみても必須の条件であると考えられるので、申請可能な周波数の帯域幅は14.5MHzとしたうえで、申請の数が複数に及ぶ場合は、審査のうえひとつの申請に対して認定される事が望ましいと考えます。

別表第三

開設計画の認定の比較審査基準

↓

新たなサービスを受ける側である生活者(利用者)からみた場合、基地局の質や数、実行計画に基づいた適切で安心できるメディアの確立が望まれます。これについては、厳正な審査のもと、事業者を選定する事が望ましいと考えます。

弊社としても準備段階から整備が整い、実行能力が高いと感じられる事業者とビジネスを展開していく事を望んでいます。

先述の通り、電波自体の能率的な利用や国際競争力をつけるという観点、また33セグ一括送信により、ガードバンドが不要であるISDB-Tmm方式を採用する事が望ましいと考えます。

以上

意見書

平成 22 年 3 月 4 日

総務省情報流通行政局

放送政策課 御中

放送技術課 御中

郵便番号:739-0192

ひろしまけん ひがしひろしまし はちほんまついいた

住 所:広島県東広島市八本松飯田 2-13-1

氏 名:シャープ株式会社 通信システム事業本部 パーソナル第3事業部

やましたこうじ

事業部長 山下 晃司

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注 1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

該当箇所	意見
(別添11) 開設指針案 別表第二 1-2	①ユーザーの利便性という観点では、多様なサービスの提供と端末の低消費電力化が必須であると考えます。また、これらはマルチメディア放送受信端末の普及に必要な不可欠な要素と考えますので、審査におかれましては、これらの点を考慮されることを希望いたします。
(受信設備の普及に関する事項) 別表第三 1-2	②マルチメディア端末の普及には、多様なサービスの提供と端末の低廉化が必須であると考えます。国内市場のみならず、海外展開も視野に入れた端末開発を行うことにより、端末の低廉化、多様化が図れるものと考えます。このため、審査におかれましては、グローバル市場への展開についてもご検討いただきますよう希望いたします。

郵便番号
151-0053

■住所
とうきょうとしがやくよよぎ くれはびる
東京都渋谷区代々木2-20-12 呉羽ビル1F

■氏名 やまだやすし
株式会社スクワッド 代表：山田泰

■意見
1事業社（1技術方式）に賛同いたします。
また、放送方式としては、
下記の4件の事由から
ISDB-Tmm (ISDB-T for Mobile Multimedia) を支持します。

1. 33セグー括送信実現により、電波の有効利用が可能となり、
インフラ整備が効率的に行えること
2. ISDB-Tがベースとなる方式のため
地デジ、ワンセグ等の既存メディアの
ハードウェアおよびソフトウェアを有効利用できること
同じく、国際展開戦略との親和性も高いこと
3. 上記2点の効率性により早期の事業確立が見込めること

以上、よろしく願いいたします。

—

意見書

平成22年3月5日

総務省情報流通行政局

放送政策課 御中

放送技術課 御中

郵便番号：108-0075

(みなとくこうなん)

住所：東京都港区港南1-8-15Wビル

氏名：ソニー・エリクソン・モバイル

コミュニケーションズ㈱

(たかがき ひろかず)

常務取締役 高垣 浩一

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

該当箇所	ご意見
(別添 11) 開設指針案 別紙 1-2 参考資料 1-2 受信設備の普及 に関する事項	開設計画の審査においては、魅力的かつ低廉な受信端末の普及と、日本からのグローバルマーケットへの参入という観点から、グローバルスタンダードの採用について留意すべきであると 考えます。 また、視聴者の利益を考慮しコンテンツが用意し易い環境がある事も重要な指標です。

意見書

平成 22 年 3 月 3 日

総務省情報流通行政局放送政策課 御中

郵便番号 164-0012
住 所 東京都中野区本町 2-46-2
中野坂上セントラルビル
氏 名 株式会社 ディノス
常務取締役 ^{なかばら} 中原 ^{あつお} 厚生

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備案」について、以下のとおり意見を述べさせていただきます。

該当箇所	意見
別添 11 特定基地局の開設に関する指針案 五-2 (一) 申請することができる周波数の帯域幅は、十四・五 MHz とする。 五-3 当該申請のうち当該基準への適合の度合いが最も高い一の申請に対してするものとする。	1 事業者 1 方式とすることにより事業者間のガードバンド設定が不要となり、限られた電波を有効活用できます。また、複数方式による複数設備投資を抑制できれば利用者の負担を軽減し市場を早期に成長させることが可能になると考えます。 なかでも ISDB-Tmm 方式は最も電波を有効に利用できる方式であり 14.5MHz の帯域幅で使えない周波数は 0.32 MHz と最小であること、既に普及しているワンセグ端末と同 ISDB-T 方式をベースとする点から、速やかな端末普及に繋がる最適な技術方式と考えます。 以上指針案に賛同します。